

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○農業振興地域の變更 (農業振興課) 一

○県営土地改良事業換地計画の縦覧 (農村整備課) 一

○車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定 (道路課) 一

○車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定 (同) 二

○都市計画事業の事業計画変更の認可 (三件) (都市計画課) 二

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 三

○宮城県公報令和三年号外第一八号(令和四年三月三十一日付け)中 (四

正 誤

○宮城県告示第百十五号

告 示

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、平成十九年宮城県告示第千八百四十四号(農業振興地域の指定)で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和五年三月七日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁(農政部農業振興課)及び宮城県東部地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年三月七日

変更後の地域

別冊のとおり

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業北上地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和五年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年三月八日から令和五年四月六日まで

三 縦覧場所

石巻市役所

○宮城県告示第百十七号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定する。

令和五年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
一般国道	三九八号	牡鹿郡女川町浦宿浜字三郎浜二六番一地从先から同郡同町浦宿浜字浦宿八一番八七地先まで	
県 道	中田栗駒線	登米市中田町浅水字新沼尻八〇番一〇地先から同市中田町浅水字新沼尻八〇番一〇地先まで	
県 道	築館登米線	登米市迫町佐沼字新大瀬四六番一地从先から同市迫町佐沼字新二本杉二四番一地从先まで	令和五年 四月一日
県 道	矢本河南線	東松島市矢本字一本杉一八二番一地从先から同市矢本字中田二二八番一地从先まで	

県道	石巻女川線	石巻市門脇字元明神六二番六地先から 同市大街道東二丁目一〇二番八地先まで
県道	石巻工業港 矢本線	石巻市門脇字元明神六二番六地先から 東松島市矢本字中田二〇二番一地先まで

○宮城県告示第百十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和五年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する道路

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
一般国道	三九八号	登米市迫町佐沼字新大瀬無番地先から 同市迫町佐沼字新大瀬四一七番一地先まで	令和五年 四月一日
県道	中田栗駒線	登米市中田町浅水字新沼尻八〇番一〇地先から 同市中田町浅水字新沼尻八〇番一〇地先まで	
県道	築館登米線	登米市迫町佐沼字新大瀬四六番一地先から 同市迫町佐沼字新二本杉二四番一地先まで	

二 通行方法

一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるため、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合には、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を保持せ、交通の危険を防止するため、縦〇・一二メートル以上、横〇・二三メートル以上又は縦〇・二三メートル以上、横〇・一二メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後部の

見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報等を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

○宮城県告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・二・十号 南小泉茂庭線

三 事業施行期間

「平成二十九年二月十三日から平成三十七年三月三十一日まで」を「平成二十九年二月十三日から令和十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・三・三百二十二号 長町八木山線

三 事業施行期間

「平成二年九月四日から平成三十五年三月三十一日まで」を「平成二年九月四日から令和九年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・三・十六号 宮沢根白石線

三 事業施行期間

「平成十四年五月十日から令和五年三月三十一日まで」を「平成十四年五月十日から令和七年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分
変更なし

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年三月七日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

多賀城市笠神四丁目三十一番一の一部、三十一番四十七の一部

多賀城市東田中二丁目四十番四十号

株式会社多賀城ハウジングセンター

正 誤

○宮城県公報令和三年号外第一八号（令和四年三月三十一日付け）中

正

誤

ページ	段	行
一	下	七
一	下	九
三	上	後ろか ら一
三	下	二

引張圧縮試験機	一時間につき 六五〇円
引張圧縮試験機	一時間につき 六五〇円
極表面領域分析	一測定につき 一五、五〇〇円
極表面領域分析	一測定につき 一四、七〇〇円
粗マッピング	一測定につき 一四、七〇〇円
サーベイスキヤン	一測定につき 一四、七〇〇円

引張圧縮試験器	一時間につき 六五〇円
引張圧縮試験器	一時間につき 六五〇円
極表面領域分析	一件につき 一五、五〇〇円
極表面領域分析	一測定につき 一四、七〇〇円
粗マッピング	一測定につき 一四、七〇〇円
サーベイスキヤン	一測定につき 一四、七〇〇円